

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 15 号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年寒川町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表右欄及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年寒川町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 2 項の表 1 の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の項右欄中「0.91(第 1 級又は第 2 級)」を「0.92(第 1 級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに寒川町消防団員等公務災害補償条例附則第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。